

# 佐藤さとる市議会報告

No. 35号

(町議会通刊58号)  
2018年1月21日

連絡先

茨城県水戸市伊豆二丁目11番43-12

電話・FAX

0228-22-2727



希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。  
健康で「夢」実現に向け、共に頑張りましょう。

12月定例会が開催され、平成29年度補正予算、条例の一部改正、指定管理者の指定、専決処分、人権擁護委員の推せんなど審議し、原案のとおり可決しました。「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」は、否決となりました。私は、以下の通り一般質問を行いました。

## 平成29年度 一般会計

### 12月補正予算の主な内容

人件費 (人事異動などに伴う減額)	△5,245万円
人件費 (人事院勧告に伴う追加、同特別会計繰出金)	5,063万円
障害児通所支援等給付費	2,548万円
都市計画道路一迫南線補償費	6,370万円
放課後児童クラス委託料など減額	△7,698万円
瀬峰中学校測量設計業務委託料	1,120万円
台風21号などに伴う災害復旧事業費 (長者原西住宅法面・農業施設・公共土木施設・公園災害工事費)	1億2,982万円

### 意見書

「核兵器禁止条約」の署名・批准を求める意見書  
否決(賛成6 社民党市議団2・共産党市議団4、反対19)

### 一般質問(要旨)

#### 一、労働政策について

##### 人勤に準拠すべき!!

#### 1 人事院勧告について

平成29年8月8日人事院は、本年の官民較差に基づき、月例給を631円(0・15%)、一時金を0・10月引き上げる、実施時期は、月例給は平成29年4月1日、一時金は法律の公布日とする勧告を行った。栗原市は、国・県に準拠して、下記1〜3について改定すべきで

あり、どうか。

1、正規職員の給与  
2、再任用職員の給与  
3、非正規職員(臨時、パート職員)の給与

4、改正した場合のラスパイレス指数(直近の一般行政職について)

#### 2 時間外労働について

議会報告会等でも市行政・職員の多忙化、長時間労働、健康被害が心配されています。  
1、時間外労働の実態は、どうか。  
2、時間外労働の指示命令、時間外管理は、どうか。  
3、時間外協定の締結内容はどうか。

4、事業量・業務の見直し、簡素化、改善、改革は、どう行われているか。

#### 答 弁(市長)

〔1〕1・2 これまでも国家公務員準拠を基本としており、平成29年人事院勧告は、完全実施することとしており、法律が平成29年12月8日に成立したことを踏まえ、正職員及び再任用職員の給与等に関連する条例改正や補正予算は、本議会に追加提案します。

〔1〕1・3 臨時職員及び非常勤一般職員の賃金は、人事院勧告による初任給の引き上げ額を参考に平成30年1月1日から賃金単価の増額改定を行う予定です。

〔1〕1・4 総務省が実施する給与実態調査結果がまとまる来年の12月末ころに明らかになります。市の直近のラスパイレス指数は、平成28年度で93・8となっております。

〔2〕1 平成29年10月までの一般会計の職員の時間外勤務の時間は5万4476時間であり、手当支給額は1億5123万7167円です。

〔2〕2 業務上必要と所属長が認める場合に、該当する職員に所属長が命令を行い、その命令に基づき時間外勤務を行っています。時間外勤務をする場合は、職員の健康維持や増進、公務効率の向上を図るため、過度な長時間労働にならないよう各所属長において適切な管理が行われています。

〔2〕3 労働基準法第36条に基づく36協定の適用は、市では、現場職場が対象で、衛生センター、

#### 希望調査は生かされているか!!

〔3〕 人事異動・人事配置については、人事異動・人事配置の基準は、どうか。また、本人の希望調査(書)は、どう生かされるのか。

〔4〕 心のケア・相談体制については、病氣(心身のストレス含む)による長期休業者数は、どうか。また、心のケア・相談体制・支援体制は、どう行われているか。

#### 答 弁(市長)

〔3〕 人事異動は、キャリア形成の観点から、一人一人の職員が自身の力を高め、適材適所の配置により職員の力を有効活用すること、市の組織力を高め、市民満足度を向上することを目的に、毎年人事異動方針を定めて実施しています。

人事課では、毎年、各所属長を対象に人事異動のヒアリングを実施し、次年度におけるプロジェクト事業などによる業務量の増加等を把握した上で、適切な人員配置に努めています。  
毎年、職員は、移動希望の有無

クリーンセンター、水道事業及び病院事業において年度ごとに締結しており、各事業所は、協定の範囲内で時間外勤務を申し立てています。  
〔2〕4 それぞれの所管課で改善を進めるよう所属長から指示をし、できるものから実施をしています。また、複数の課にまたがるものは、企画課で集約して調整を行い改善する方向で進めています。

や希望する業務内容などを意向調査書に記入し、上司と面談を行い、その上で本人の人材育成や能力開発、組織の活性化や人材の有効活用等の観点から、職員一人一人の経験や能力、適性に着目しながら人事異動を実施しています。

〔4〕 30日以上長期の病欠休暇取得人数は、平成29年11月末までで27人です。産業医が職員からの直接メールによる健康相談に応じる体制を整備し、メンタルヘルス対策は、昨年度から労働者50人以上の事業所に義務づけのストレスチェックを実施し、高ストレスと判定され、希望する職員を対象に臨床心理士との面談を実施しています。

毎月1回定期的に臨床心理士によるメンタル相談室を開設。また、メンタルヘルス研修会の開催など、職員一人一人が心身ともに健康で働くことを支援する体制づくりに努めています。

## 二、除雪・融雪 安全対策について

### 除雪対策は万全か!!

〔1〕 12月に入り、本格的な厳しい寒さと降雪・積雪のシーズンを迎えています。

1、今年度の市道・生活道の除雪・融雪、安全対策の基本方針、具体的取り組みは万全か。  
2、保育所・幼稚園、小・中学校

等の通園・通学路と歩道の対策はどうか。

3、大雪時の商店街通りの除雪は、河川等への搬出処分を行う必要があるが、どうか。

4、国・県・市道における、地吹雪対策用の防護柵の設置、山間道の雪崩対策の防護柵の設置を行うべきであり、どうか。

5、高齢者一人暮らし、高齢者のみ世帯への生活道の除雪、屋根の雪降ろし作業等の支援策が必要であり、どうか。

### 答 弁 (市長)

〔1〕 1 毎年度、除雪計画書を作成し実施しています。おおむね10センチメートル以上の積雪を観測し、車両等の通行に支障を来すと判断された場合、除雪・融雪を実施する計画とし、通勤・通学に交通障害が生じることのないよう実施しています。市道等の除雪路線は189.2路線、総延長約142.4キロメートル事業者数70社、除雪機械台数46台を配備し、除雪・融雪体制を確保しています。

〔1〕 2 学校周辺の通学路は、全て除雪の対象として実施しています。また、歩道の除雪は、地域の皆さんの協力をもちょうとにも、一定の職員があり、除雪機械が入れる箇所は、可能な限り除雪を実施しています。

〔1〕 3 機械除雪を望まない商店街や一定の積雪量に達した段階での排雪を望む商店街など、地区の要望により対応はさまざまであり、今後も地域の皆さんの意見を聞きながら実施していきます。

〔1〕 4 地吹雪対策用防護柵は、市内では国道4号に3カ所、主要地方道栗駒岩出山線と主要地方道築館栗駒公園線のそれぞれ1カ所に設置されており、市道には設置していません。

山間道の雪崩対策の防護柵は、スノーシエドや防護柵等を主要地方道栗駒公園線の栗駒沼倉放牧場内ほか3カ所、さらに国道39号の花山湯浜内では5カ所に設置しています。市道は、これまで雪崩による交通障害が発生した事例がなく、現時点での設置計画はありません。

〔1〕 5 市が行う除雪作業は、行政区長の意見や地域の要望をもとに幹線道路やこれを結ぶ市道などを優先しており、より地域に密着した生活道と称される市道やその他の道路は、従来から地域の皆さんにより自助・共助の精神で除雪作業が行われてきています。

市の支援事業の「高齢者等日常生活支援事業利用助成事業」により、雪かき作業の費用の一部を助成する事業や、栗原市社会福祉協議会が主催し、ボランティアが除雪を行う「寝雪バスターズ事業」などが行われています。これらも地域活動を大切にしなが、互いに支え合う地域などが中心となり、自助・共助、さらには近所の精神で自主的な除雪作業を願いたいと考えています。



## 三、福祉政策について

### 切れ目のない ネットワーク推進を!!

栗原市の高齢者人口(65歳以上)は、今年8月末現在で2万5877人で高齢化率37.1%となっております。介護予防、介護サービスは、益々重要となつてきています。

〔1〕 地域包括ケアシステムについて

1、利用者の必要性と選択を満たす、医療・介護の切れ目のないネットワークII地域包括ケアシステムを推進すること。具体的には、まちづくりと一体で入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で診療、看護・リハビリテーション・介護のサービス提供基盤を整備することである。

市の体制整備の現状と今後の方針は、どうか。

### 答 弁 (市長)

〔1〕 1 根幹となる在宅医療・介護連携推進事業は、平成30年4月の(仮称)栗原市在宅医療・介護連携支援センターI設置に向け、関係者や関係機関と業務内容や配置職種などを検討し準備を進めています。

また、生活支援体制整備事業は、平成29年8月に市全体の「栗原市地域支え合い推進会議」を設置し、地域の課題や社会資源などの情報共有を図るとともに、地域が元気になるための話し合いを行つてい

ます。

平成30年度は、市内10地区において同様の組織をつくるほか、各地区に地域支え合い活動の旗振り役となる「生活支援コーディネーター」を配置し、多様な関係者が協働して地域づくりを推進できる体制を整備していく予定です。

### 保険料の 軽減措置を!!

〔2〕 介護保険制度について  
介護保険制度は、2000年度(平成12年度)から発足し、2017年度(平成29年度)で第6期が終了し、2018年度(平成30年度)から見直しとなります。

1、第7期(平成30年度)平成32年度「栗原市介護保険事業計画」について、以下の点を伺います。  
〔1〕 計画策定の進捗状況と今後のスケジュール。  
〔2〕 第1号被保険者数、第2号被保険者数。  
〔3〕 平成30年度の介護度別認定者数(要支援1・2、要介護1・2・3・4・5)。  
〔4〕 第1号介護保険料(基準となる第5段階(1、0)の介護保険料)。  
〔5〕 世帯全員非課税や生活保護受給者などへの減額(軽減)措置は、どうか。  
〔6〕 介護サービス利用料(金)の被保険者自己負担割合(現行II

1割、一定以上の所得者2割は、どうか。

〔3〕 予防給付の新総合事業への移行について

1、予防訪問介護・予防通所介護の新総合事業への移行を迅速に進めず、地域間格差を生じないように従来のサービス水準を確保するための基盤整備を図るべきであり、どうか。

2、新総合事業に移行した要支援1・2の利用状況と意向は、どうか。

### 答 弁 (市長)

〔1〕 今年7月に、「栗原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、これまで3回の委員会を開催し、計画案を取りまとめています。

12月11日から平成30年1月5日までの間、パブリックコメントを実施。広く市民等の意見を聴取し、最終案をまとめ、栗原市介護保険運営協議会への諮問・答申を経て、最終決定をします。

〔2〕 見込みの65歳以上の第1号被保険者数は、平成30年度2万6109人、平成31年度2万6206人、平成32年度2万6343人、40歳から64歳までの第2号被保険者数は、平成30年度2万1355人、平成31年度2万763人、平成32年度2万95人です。  
〔3〕 要支援1 695人、要支援2 651人、要介護1 1277人、要介護2 11090人、要介護3 763人、要介護4 870人、要介護5 623人と見込んでいます。

(4) 現在、各年度の介護保険事業費を精査しており、介護報酬改定の動向なども見据え調整中です。

(5) 平成27年度の介護保険法の改正により公費を投入し、低所得者の保険料軽減として第1段階の方を対象に、保険料基準額に対する割合を「0・5」から「0・45」に軽減をしています。

第7期計画期間においても、国において第6期と同様の保険料軽減措置があるものと見込んでいますが、対象範囲の拡大などについては、現在のところ未定です。

(6) 第7期に向けた介護保険制度の改正により、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から見直しが行われることとなり、平成30年8月から、現行の2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられることになっています。

(3) 市は、平成29年4月から新しい総合事業に移行していますが、利用者の混乱を避け、円滑な制度移行を図るため現行の介護予防相当のサービス基準と利用料金で提供しています。

しかしながら、要支援者の状況等に沿ったサービスが提供できるようにするため、現行相当のサービスを提供しながら、今後は、緩和された基準によるサービスや短期で集中的に行うサービスなどの導入について検討を行ってまいります。

(3) 12 総合事業には、平成29年4月1日以降に、新規・更新などにより要支援認定を受けた方から

段階的に移行していますが、直近の10月審査分の利用件数は、訪問型サービス116件、通所形サービスは174件です。サービス提供の際は、地域包括支援センターにおいて利用者の状況を踏まえ自立支援に即したケアプランを作成しており、意向に沿ったサービスが提供されていると捉えています。

### 早期診断・早期対応の整備を!!

4 認知症施策の拡充について  
1、地域のなかで認知症の人とその家族を支える「語り・声掛け・相談・支援」の仕組み作りが重要であり、現状と今後の取り組みは、どうか。

2、医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備は、どうか。

3、認知症サポーター養成の拡充を図るべきであり、現状と今後の取り組みは、どうか。

5 安心して暮らせる居住の場の整備について  
1、特別養護老人ホームの現状と今後の整備計画は、どうか。  
2、低所得・要介護（要支援）高齢者が安心して暮らすため、「養護老人ホーム」の施設整備と機能強化（職員配置）の改善が必要であり、どうか。

### 答 弁（市長）

4 1 認知症の早期発見と適切な治療に結びつけられるよう、認知症の気づきチェックシートや、専門の医療機関・相談窓口をまとめた「認知症安心ガイド」を作成し、啓発に努めています。

また、地域包括支援センターに配置の認知症地域支援推進員が中心となり、個々の状況に応じた必要な支援を行うべく、地域の人にも認知症の正しい知識などを理解していただくため、「認知症サポーター養成講座」を開催するなど、さまざまな施策に取り組んでいます。

今後も、認知症の人やその家族、地域の人が集う「認知症カフェ」の設置を推進するなど、認知症高齢者にやさしい地域づくりを推進していきます。

2 医師、看護師など複数の専門職による「認知症初期集中支援チーム」を平成30年4月までに設置し、40歳以上で在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人、または認知症の人で医療・介護サービスを受けていない人などを対象に、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を整えていきます。

3 平成18年度から「認知症サポーター養成講座」を開催しており、平成29年11月末現在、1万347人が受講しています。今後も、地域で暮らす認知症高齢者を継続的に支えていくため、市内全行政区で養成講座を実施してもらうよう、認知症サポーターの要請やフォローアップ活動の強化に努めていきます。

5 1 現在、市内では、特別養護老人ホーム9施設、定員29人以下の小規模特別養護老人ホーム6施設の合計15施設です。第7期介護保険事業計画では、小規模特

別養護老人ホーム1施設の整備を計画しています。

2 養護老人ホームは、市内での設置はありませんが、県内には9カ所設置されています。市では、入所希望者からの申し出を受け、市が設置する養護老人ホーム入所判定委員会が入所判定を行い、入所措置をしており、現在、5カ所30人が入所しています。

養護老人ホームの入所基準は、現在65歳以上の高齢者で家族や住居の状況など、現在置かれている環境のもとでは引き続き生活することが困難で、かつ高齢者の属する世帯が生活保護世帯や市町村民税非課税世帯など、経済的に困難している世帯となっています。

養護老人ホームの施設整備と機能強化は、当該施設の施設方針や整備目標を定めた県の「みやぎ高齢者元気づくり」の動向を注視しながら、県内自治体と情報交換を行い、必要があれば施設運営などの要望を行っていきます。

6 介護労働者の処遇改善と人材確保について  
1、2015（平成27）年度改正の介護報酬処遇改善加算（一人当たり月額1万2千円相当）の実施状況は、どうか。  
2、事業者に対して、人材確保に資する各種交付金等も活用し、介護離職や子育て離職の無い就業環境を整備する市の支援体制が重要であり、現状と今後の支援計画は、

### 処遇改善と人材確保に力を!!

6 1 市指定の地域密着型サービス事業所の処遇改善加算申請状況は、61の事業所中、約9割の53事業所が加算の申請を行い、加算の申請を行った事業所全体の1人当たりの処遇改善平均額は1万6576円となっています。

2 介護の人材確保は、全国的にも大きな課題となっており、国や県の各種施策の動向を注視しながら、関係団体や近隣自治体と連携して処遇改善を働きかけていきます。

また、これまでの近隣自治体と連携して行ったきた人材育成や定着を図るための介護従事者向け研修などを継続して実施していくほか、市として求められる支援策を検討していきます。

### 答 弁（市長）

6 1 市指定の地域密着型サービス事業所の処遇改善加算申請状況は、61の事業所中、約9割の53事業所が加算の申請を行い、加算の申請を行った事業所全体の1人当たりの処遇改善平均額は1万6576円となっています。

2 介護の人材確保は、全国的にも大きな課題となっており、国や県の各種施策の動向を注視しながら、関係団体や近隣自治体と連携して処遇改善を働きかけていきます。

また、これまでの近隣自治体と連携して行ったきた人材育成や定着を図るための介護従事者向け研修などを継続して実施していくほか、市として求められる支援策を検討していきます。

### 四、教育政策について

#### 抜本的拡充・見直しを!!

1、貸付基準(条件) 2、貸付額

1 制度の概要

(1) 制度の概要

国際化、社会・経済・文化の発展が進む中、少子化傾向にある中で高等教育への進学率は年々高まり、保護者の教育費負担は増大し、家計負担は限界に達しています。

1 栗原市奨学金貸付制度について、以下の点を伺います。

3、貸付人数 4、返済方法(分割・均等割・期間)

(2) 平成28年度、平成29年度の1、貸付実績(人数、金額) 2、返済実績(人数、金額) 3、滞納状況(人数、金額)

(3) 審査委員会について

1、委員数 2、委員会構成 3、平成28年度・平成29年度の開催(審査)状況

(4) 制度の拡充・見直しについて

1、貸付定員数の拡大 2、1人当たり貸付金の増額 3、返済(還)金の免除・減額措置の拡大

(2) 日本学生支援機構の奨学金制度について、以下の点を伺う。

(1) 制度の概要

1、貸付基準(条件) 2、貸付額 3、貸付人数 4、募集時期 5、返済方法 6、申請・取り扱い窓口

(2) 平成27年度・28年度・29年度の栗原市民の利用実績(高校・専門学校・大学別)

(3) 国に対し、奨学金の返済不要の給付型奨学金制度の拡充を強く求めていくべきであると考えるが、どうか。

### 答 弁（教育長）

(1) 1 貸付は、高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、高等専門学校、短期大学、専修学校の高等課程及び専門課程と、平成30年4月からは東北職業能力開発大学校が対象です。選考は、経済的な理由により修学が困難であると認められ、心身ともに健康であった学業成績が優秀であり、保護者が市内に住所を有していることや、

独立行政法人日本学生支援機構などその他の奨学金の給付または貸与を受けておらず、学力基準が在学する学校における学業成績の評価平均値が3以上などが条件です。

貸与額は、高等学校、中等教育学校の後期課程が月額1万5000円以内、高等専門学校、専修学校は月額2万5000円以内、短期大学及び大学、東北職業能力開発大学校は月額4万円以内です。

貸与人数は、平成28年度、平成29年度ともに28人です。

償還方法は、学校を卒業後の1年間は据え置きとし、その後、10年以内に月賦または半年賦もしくは年賦で償還となっています。

なお、奨学生が上位の学校に進学したとき、健康上の理由により償還が困難となったとき、災害その他やむを得ない理由により償還が著しく困難であると教育委員会が認めるときは償還を猶予することがあります。

①-2 平成28年度は貸与者は28人、貸与金額は1053万円、償還者は14人、償還額は2069万6800円、滞納者は23人、滞納額は10万4000円、平成29年度貸与予定者は28人、貸与予定金額は1101万円、償還見込み者は153人、償還見込み額は2102万6800円、平成29年10月分までの滞納者は22人で、滞納額は19万3000円です。

①-4 貸与定員数は、毎年度30人の枠で募集しているが、予定数に達したことがなく拡大の予定はない。

1人当たりの貸与額の増額は、平成28年度の利用者アンケートで、半数以上の方が返還を考慮する現状でよいとの回答であり、増額の予定はない。

現在、市の制度にはないが、国は給付型奨学金の導入及び拡充を図っており、今後の動向を注視していきます。

②-1 1、無利息の第一種奨学金、利息つき第二種奨学金、今年度から始まった給付型奨学金があり、その基準は、第一種奨学金は、収入基準以内であれば高等学校等における学業成績が5段階評価で3・5以上必要ですが、非課税世帯の場合は学力基準はない。

第二種奨学金は、学業成績が学年の平均水準以上であること、また特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められるなど、第一種奨学金より緩やかな基準です。

給付型奨学金は、非課税世帯または、児童養護施設の出身者や生活保護受給世帯のうち、私立大学の自宅外通学者を対象で、平成30年度からは非課税世帯などの要件は変わりませんが、全ての大学生を対象に拡充されることとなっています。

2、貸与額は、第一種奨学金の国立大学の自宅生で月額4万5000円、私立大学の自宅生で5万

40000円、第二種奨学金では、月額3万円から16万円となり、給付型奨学金は、私立大学の自宅外通学者で月額4万円の給付です。

3、貸与人数は、把握はしていません。

4、募集時期及び申請・取り扱い窓口は、予約採用は5月から7月中旬に在学する高等学校などで申し込み、在学採用は、進学後にその学校を通しての申し込みです。

5、返還方法は、第一種奨学金は、平成29年度から貸与総額に応じた月々の返還額が算出され、返還完了まで定額で返還する定額返還方式か、前年度の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まる所得連動変換方式のいずれかを選択できます。

第二種奨学金は、利息の算定方式に従って貸与終了時に決定した利率に基づく利息が発生します。

②-2 市民の利用実績は、把握はしていません。

②-3 国は、「人づくり革命」の中で、大学進学者への給付型奨学金のさらなる拡充を検討しており、市教育委員会は、国の動向を見守っていきます。

新一年生に

前倒し支給を!!

③ 就学援助費について

1、栗原市の平成30年度の小学校、中学校への新一年生の児童・生徒数は、それぞれ何人か。

2、経済的に困窮する家庭の新小学校1年生、新中学校1年生に対して、就学援助費の支給は、入学

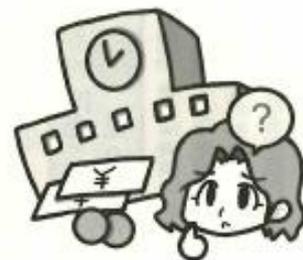
前に前倒して支給すべきであり、どうか。

答 弁 (教育長)

③-1 来年度市内の小・中学校に入学する子供で、学校教育法施行令第2条の規定により、10月1日に学齢簿を作成した人数は、小学生が48人、中学生が50人です。

③-2 準保護児童または生徒に対する新入学学用品費の支給を入学後に行っていますが、市は、経済的に困窮する家庭の負担軽減を図るため、平成31年度に入学す

る新一年生に対し、平成30年度中に支給できるよう検討します。



市議会だより54号から二点

ヤブニラミ

市議会だより54号の「私のひとこと」欄に志波姫の菅原亨さんの意見が掲載されている。失礼と思うが原文を引用させてもらう。

①議員の方々が市民の声を聞いて議案という形にし、市に提起し、市がそれに応える。②質問し、答えるという形で終始し、最も知りたいその後の経緯や結果が伝わってきません。③たまには特集を組んで、問題を深く掘り下げ、今の栗原の姿を知らせてはどうでしょうか。と、以上三点の意見である。要約すれば、一点目は議会提出の議案を求める、二点目は単なる質問・追求ではなく結果を出せ、三点目は栗原の抱える問題点をえぐり出して市民に示せという事だと思ふ。全く同感である。

ところで市議会だより同号の3ページを見ると、平成28年度の政務活動費(以下政活費)、収支一覧表が掲載されている。この表を見ていくつか指摘しよう。

一、この表を公開した事には率直に評価したい。

二、それにしても返還額の多いには超ヒツクリ、毎年このような状態であつたら政

活費不要論が出てくるのではないかと心配。

三、政活費の主旨は「議員に政策調査研究などの活動のために支給される費用」と同号3ページにあるが、この主旨のつとつた活動をしなかつたということになるのでは。

四、もしかして県議会や仙台市議会での不正使用が問題になっているので、栗原市議の皆さんは政活費の使用をためらっているのでは。

五、栗原は少子高齢化、過疎化、中心商店街の沈滞等々多くの問題を抱えている。議員は十年後、二十年後の栗原のあり方を深く検討して市民に夢を提示する責任があるのだから政活費を堂々と使つて、菅原亨さんの意見に十分応えてもらいたいと願う。

私見 例えば過疎を嘆くのではなく、過疎を逆手にとって過疎だからこそやれることはないのか、英知をしばつてもらいたいと思ふ。

社会新報

◆発行所 社会民主党全国連合機関紙宣伝局 週刊(水曜日発行) 〒104-0043 東京都中央区湊3-18-17マルキ複本ビル5F 電話 代表 03(3553)3787 振替 00140-1-3203 ◆定価 180円 ◆1ヶ月 700円 ◆送料 164円